

北上市空き家バンク事業実施要項

(趣旨)

第1 この要項は、市内の空き家に関する情報提供を行い、空き家の有効活用を図る北上市空き家バンク事業（以下「空き家バンク」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住用途の建築物及びその敷地で、現に居住等の使用がされていないもの（予定される不使用を含む。）のうち、使用に際し支障が生じない程度に適切に管理されているものをいう。ただし、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に定める特定空家等に認定されている建築物、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に定める営業に供す建築物、建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項の規定に基づく措置を受けている建築物、集合住宅、法人が事業用に所有する建築物及びその他の法令に反し築造又は供用された建築物を除く。
- (2) 媒介業者 一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会岩手県本部（以下「協会」という。）に所属し、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて事業を行う事業者で、市内に事業所を置くものをいう。

(運用上の注意)

- 第3 この要項は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。
- 2 市は、空き家バンクの運用に関し、物件情報の登録、紹介、必要な連絡調整等を行うが、空き家の所有者と利用希望者の間で行う物件の売買又は賃貸借に関する交渉、契約等に係る媒介行為は行わない。
 - 3 物件の売買又は賃貸借に係る媒介業務は媒介業者が行い、媒介業者への報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となること。
 - 4 北上市個人情報保護条例等の規定に基づき、空き家バンクに登録した個人情報は、本事業の目的以外に利用しないこと。

(業務の内容)

第4 空き家バンクの業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空き家及び当該空き家の所有者の情報を収集し、登録及び管理すること。
- (2) 前号の情報（所有者に関するものを除く。）をインターネット上のホームページ

ージに掲載すること。

- (3) 空き家の購入又は賃借を希望する者を募集し、応募された情報を管理すること。
- (4) 空き家の売買又は賃貸借の契約のための媒介業務をあっせんすること。
- (5) 空き家バンクの利用に関する相談会を実施すること。

(事務局の設置)

第5 市と協会は、別に締結する協定に基づき、北上市空き家バンク事務局（以下「事務局」という。）を設置し、第4に定める業務を協力し分担して実施するものとする。

2 空き家バンクを実施するために必要な費用は、市が負担する。

(利用登録申請等)

第6 空き家バンクを利用し、空き家の売却又は貸借を行おうとする者（以下「登録申請者」という。）は、北上市空き家バンク登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に必要な書類を添付して市に申請するものとする。

2 登録申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 北上市空き家バンク登録カード（様式第2号）
- (2) 案内図
- (3) 間取り図又はこれに準ずる書類
- (4) 申請物件の登記簿謄本
- (5) 公図又は地積測量図
- (6) 建築物及びその敷地の写真

3 市は、前項の登録の申込みがあったときは、登録しようとする事項の内容を審査し、相当と認めたときは、登録台帳に登録するものとする。

4 市は、前項の規定による登録を行ったとき又は第9の規定による届出により登録事項の変更を行ったときは、北上市空き家バンク登録（変更）通知書（様式第3号）により速やかに申請者に通知するものとする。

5 空き家の購入又は賃借を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、ホームページの問い合わせフォームその他の方法により申込みを行うものとする。

6 協会は、前項の利用希望者に対し、速やかに物件の媒介に関する情報を通知するものとする。ただし、既に当該物件が売買若しくは賃貸借の契約を締結し若しくは契約を予定しているとき又は当該物件の登録が削除されているときは、その旨を利用希望者に通知するものとする。

(登録の制限)

第7 次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクに登録することができない。

- (1) 空き家が売買又は貸借が困難であると認められるとき。

- (2) 空き家が管理不全の状態にあるとき。
- (3) 空き家の所有者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

（登録の期間）

第8 空き家の空き家バンクへの登録の期間は、登録から1年以内とし、登録の際に申請者と市が協議して定める。

2 前項の規定は、登録の期間が終了した空き家を再び空き家バンクへ登録することを妨げるものではない。

（登録事項の変更）

第9 登録申請者は、空き家バンクの登録事項に関し変更があったときは、速やかに北上市空き家バンク登録変更届（様式第4号）を市に提出しなければならない。

（削除の届出）

第10 登録申請者は、空き家バンクの登録事項を削除しようとするときは、北上市空き家バンク登録削除届（様式第5号）を市に提出するものとする。

（登録の削除等）

第11 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録情報を削除し、北上市空き家バンク登録削除通知書（様式第6号）により速やかに登録申請者に通知するものとする。

- (1) 第8に規定する期間が終了したとき
- (2) 第9に規定する届け出がされたとき
- (3) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があり、所有者が売買、貸借に関する権限を失ったことを確知したとき
- (4) 登録申請者の申請内容その他の告知事項に虚偽があったとき
- (5) 空き家の所有者が暴力団員であることが判明したとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき

（登録の助言及び支援）

第12 事務局及びその委任を受けた媒介業者は、登録申請者に対し必要な助言を行い、登録申請書の記入その他の支援を行うことができる。

（情報の利用及び提供）

第13 市は、空き家バンクに登録された空き家の情報を、登録申請者の同意に基づき、事務局の利用に供することができる。

2 市は、登録台帳の内容（所有者の個人情報を除く。）を、ホームページへの掲載により公開するものとする。ただし、登録申請者等が登録に関して希望しない事項については、この限りでない。

3 事務局は、登録申請者の同意に基づき、登録台帳の内容を媒介業者へ提供することができる。

(個人情報の取扱い)

第14 事務局及び媒介業者は、空き家バンクを運用するに当たり、個人情報の取扱いについて次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報（登録台帳又は利用希望登録者台帳から知り得た情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）をみだりに他に漏らし、又は利用者が承諾した目的以外の目的のために取得し、収集し、作成し、若しくは利用しないこと。
- (2) 個人情報をみだりに複製し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報をき損し、又は滅失することのないよう適切に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、遅滞なく市に報告し、その指示に従うこと。

(補則)

第15 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

北上市長 様

住 所
氏 名

空き家バンク登録申請書

北上市空き家バンク事業実施要項に定める制度の趣旨等を理解し、同要項第6の規定により、次のとおり北上市空き家バンクへ登録を申請します。

記

- 1 登録する情報は、別紙の空き家バンク登録カード（様式第2号）に記載のとおりです。
- 2 登録する情報について、北上市空き家バンクホームページ等への掲載に同意します。
- 3 売買又は賃貸借の契約交渉に係る全てについて、一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会岩手県本部に所属する媒介業者に媒介を依頼します。併せて、北上市空き家バンク事務局への情報提供を承諾します。
- 4 次の各号に掲げる注意事項を承諾の上、申請します。
 - (1) 北上市は、空き家バンクの運用に関し、物件情報の登録、紹介、必要な連絡調整等を行うが、空き家の所有者と利用希望者の間で行う物件の売買又は賃貸借に関する交渉、契約等に係る媒介行為は行わないこと。
 - (2) 物件の売買又は賃貸借に係る媒介業務は媒介業者が行い、媒介業者への報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となること。

様式第2号（第6関係）

北上市空き家バンク登録カード

作成日 年 月 日

所有者			
住所		連絡先	

所在地			
都市計画			
建ぺい率	%	容積率	%
地目		地勢	
接道			
土地面積	m ²		
建物面積	m ²		
構造・階層			
間取り		駐車場	
建築年			
設備	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> 水洗トイレ		
周辺環境 (交通)			
状態			
売却価格			
賃貸月額		敷金/礼金	
引渡し			

事務局記入用

登録番号			
現地確認日	年	月	日
登録期間	年	月	日 ~ 年 月 日
媒介業者			
連絡先		担当者	

様式第3号（第6関係）

年 月 日

様

北上市長

北上市空き家バンク登録（変更）通知書

次の事項について、北上市空き家バンクに登録しましたので通知します。

1 登録番号

2 登録内容 別紙のとおり

3 登録（掲載）の期間 年 月 日 から 年 月 日まで

4 注意事項

- (1) 登録事項に関し変更があったときは、速やかに市に届け出てください
- (2) 空き家を適正に管理してください

様式第4号（第9関係）

年 月 日

北上市長 様

住 所

氏 名

空き家バンク登録変更届

北上市空き家バンクに登録された次の事項について、変更が生じたので届け出ます。

- 1 登録番号
- 2 変更内容

様式第5号（第10関係）

年 月 日

北上市長 様

住 所
氏 名

北上市空き家バンク登録削除届

北上市空き家バンクに登録された次の事項を削除したいので届け出ます。

- 1 登録番号
- 2 削除理由

様式第6号（第11関係）

年 月 日

様

北上市長

北上市空き家バンク登録削除通知書

北上市空き家バンクに登録した次の事項について、北上市空き家バンク事業実施要項第11の規定により削除したので通知します。

- 1 登録番号
- 2 削除理由
- 3 削除日